

看護小規模多機能型居宅介護 そら 重要事項説明書

当事業所は、住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令等に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを柔軟に組み合わせて提供します。

1【事業所の概要】

事業所名	看護小規模多機能型居宅介護 そら
所在地	〒870-0147 大分市大字小池原1021番地
連絡先	050-3529-8516
ホームページ	http://www.hojuen.jp
事業所指定番号	4490100759
管 理 者	安部 寿美
サービス提供地域	大分市

2【居室等の概要】

居室・設備の種類	(室)数等
宿泊室	5
居間	1
食堂	1
浴室	1
トイレ	3

3【事業所の職員体制】

職種	業務内容	人数
管理者	事業内容調整・苦情受付	1人
介護支援専門員	サービス調整・相談業務	1人以上
看護師	健康チェック等の医療業務	常勤換算2.5人以上
介護職員 リハビリ	日常生活の介護・相談業務 機能訓練・日常生活動作の指導	8人以上 若干名

4【営業日及び営業時間】

営業日	年中無休
通いサービス	月～日 10:00～16:00
看護サービス	8:30～17:30
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	月～日 16:00～9:00

※通いの営業時間は状況をふまえて柔軟に対応します。

※電話により24時間常時連絡が可能な体制とし、

利用者の要請に基づき営業時間外の対応を行ないます。

5【登録定員】

登録定員	25人
通いサービス定員	15名
宿泊サービス定員	5名

6【当事業所が提供するサービスと利用料金】

1)当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス)
- (2)利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合
(介護保険の給付対象とならないサービス)

2)状態によって「訪問看護サービス」は、医療保険の対象となります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の7~9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1~3割の金額となります。ア~ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご利用者と協議の上、看護小規模多機能型介護計画を定めます。

〈サービスの概要〉

(ア) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、看護師による日々の体調・病状管理を行ないます。

また、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

- ①体調管理
- ②食事の提供および食事介助
- ③清潔保持(入浴、清拭、洗髪等)……入浴サービスの利用は任意です。
- ④排泄
- ⑤機能訓練
- ⑥送迎サービス

(イ) 訪問サービス

- ①看護サービスは、利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが療養上の世話又は必要な診療の補助を行ないます。
- ②介護サービスは、利用者の居宅において、排泄・更衣等の身体介護や掃除・洗濯の家事援助を行ないます。電話による安否確認を行ないます。
- ③訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- ④訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ・利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ・利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ・その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(ウ) 宿泊サービス

当事業所に宿泊していただき、食事・排泄等の日常生活上の援助や機能回復訓練を行います。

〈サービスの利用料金〉

(ア) 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用額

①利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)です。

下記の利用料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります)。

(1割負担の場合)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	12,447円	17,415円	24,481円	27,766円	31,408円

②月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

③月途中からの登録をした場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。

・登録日…利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用した日

・登録終了日…利用者と当事業者の利用契約を終了した日

④ご利用時に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

⑤介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(イ) 加算・減算については、別紙参照

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

ア 食事の提供(食事代)

ご利用者に提供する食事に要する費用です。

料金:朝食:500円 昼食:700円(おやつ代を含む) 夕食700円

おやつ代のみ100円

イ 宿泊に要する費用

1泊:3,000円

ウ 洗濯料金

1回:100円(ご自宅の洗濯物を持って来られた場合)

エ テレビリース料金

1日:100円(1泊2日は200円になります)

オ 電気代

1日:100円(1泊2日は200円になります)

カ その他

オムツ代 理美容代 行事参加費用は実費になります。

衛生材料(実費)

(3)利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

- ①自動口座引き落とし(手数料120円+消費税を利用者様にご負担いただきます。)
- ②事業所での現金支払

(4)利用の中止、変更、追加

①看護小規模多機能型居宅介護サービスは、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて看護・介護を提供するものです。

②利用予定の前に、ご利用者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することもできます。

この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

③介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のためサービス利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。
ただしご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日まで申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)の全額

④サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5)看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。事業者は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご利用者に説明の上交付します。

7【緊急時の対応について】

(1)当事業所は利用者又、その家族等からの電話等に常時対応でき、必要に応じて訪問できる体制をとっています。

○連絡先 050-3529-8516

8【苦情の受付について】

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

管理者 安部 寿美

○受付時間:毎週 月曜日～ 土曜日 8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを玄関入口に設置しています。

(2)行政機関その他苦情受付期間

大分市 長寿福祉課	所在地 大分市荷揚町2番31号 電話番号【代表】097-537-5679 受付時間 月～金 8:30～17:15
大分市国保連合会 介護保険課	所在地 大分市大手町2-3-12 電話番号【代表】097-534-8470 受付時間 月～金 8:30～17:00

9【運営推進会議の設置】

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言等を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構成員:利用者・利用者家族・地域住民・自治委員・民生委員・長寿会代表

地域包括支援センター職員・行政担当者・施設職員

開催:隔月で開催

10【非常火災時の対応】

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

明野消防署への届出日:平成 30年 3月 7日

防火管理者: 在宅支援クリニック すばる 合林靖子を充てる

〈消防用設備〉

・自動火災報知設備 ・非常通報設備 ・スプリンクラー設備 ・誘導灯 ・非常灯 ・避難器具

11【事故発生時の対応】

サービス提供により事故が発生した時は、速やかに家族に連絡し必要な措置を行ない記録に残します。利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償保険に応じた損害賠償を速やかに行ないます。

事故が生じた原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

12【協力医療機関】

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

大分岡病院	所在地 大分市西鶴崎3-7-11 電話 097-522-3131
-------	-------------------------------------

13【当法人の事業所の概要】

名称・法人種別	社会医療法人敬和会
代表者名	理事長 岡 敬二
関連機関	大分岡病院
	大分リハビリテーション病院
	大分豊寿苑
	在宅支援クリニックすばる
	佐伯県南ホスピタル
	地域生活サポートセンター けいわ
事業の概要	○第二次救急医療機関
	○回復期リハビリテーション病院
	○介護老人保健施設
	○訪問看護ステーション
	○居宅介護支援事業所
	○ホームヘルパーステーション
	○小規模多機能型居宅介護
	○地域密着型通所介護
	○自立支援・就労継続支援B型
	○障がい者通所リハビリテーション

14【サービス利用にあたって留意事項】

- ・サービス利用の際には、介護保険証被保険者証を提示してください。
- ・事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・事業所内での他の利用者のに対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ・利用者・家族による暴言・暴力行為あるいはセクシャルハラスメント行為を受けた場合、著しい不信行為と判断し契約を解除させていただきます。

